

令和 3 年第 3 回臨時会

(7 月 14 日招集)

# 山都町議会議録

## 令和3年7月第3回山都町議会臨時会会議録目次

### ○7月14日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第60号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	2
日程第4 議案第61号 工事請負変更契約の締結について（千寿苑空調設備更新工事）	3
日程第5 議案第62号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）調整池等整備工事）	6
日程第6 議案第63号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事）	10
閉会	17

7 月 14 日（水曜日）

令和3年7月第3回山都町議会臨時会会議録

1. 令和3年7月14日午前10時0分招集
2. 令和3年7月14日午前10時0分開会
3. 令和3年7月14日午前10時58分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 議案第60号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
  - 日程第4 議案第61号 工事請負変更契約の締結について（千寿苑空調設備更新工事）
  - 日程第5 議案第62号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）調整池等整備工事）
  - 日程第6 議案第63号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事）

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	高野 隆也	環境水道課長	高橋 季良
建設課長	山本 敏朗	山の都創造課長	藤原 章吉
地籍調査課長	藤岡 勇	学校教育課長	嶋田 浩幸

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名

---

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。ただいまから令和3年第3回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番、吉川美加君、10番、藤原秀幸君を指名します。

---

**日程第2 会期決定の件**

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

---

**日程第3 議案第60号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について**

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第60号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、説明いたします。

議案第60号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和3年7月14日提出、山都町長。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「くまもと県北病院機構設立組合」を「玉名市玉東町病院設立組合」に改める。

附則。この規約は地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規定による改正後の熊本縣市町村総合事務組合格約の規定は、令和3年4月1日から適用する。

提案理由です。熊本縣市町村総合事務組合格約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

新旧対照表でございます。左側に改正後を示しております。

別表第1には組織構成団体が示されております。7番目の下線部によりまして、それぞれ名称が変更されるということが分かるかというふうに思います。全70団体でございます。

最後のページです。

別表第2は、組合の共同する事務というふうにあります。具体的には、議会議員や非常勤職員の公務上の災害等の補償に関する事務でございます。9段目に下線表示されているところでございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 議案第60号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号「熊本縣市町村総合事務組合格約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第4 議案第61号 工事請負変更契約の締結について（千寿苑空調設備更新工事）**

**○議長（工藤文範君）** 日程第4、議案第61号「工事請負変更契約の締結について（千寿苑空調設備更新工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

**○健康ほけん課長（河野君代君）** おはようございます。それでは、議案第61号について御説明いたします。

議案第61号、工事請負変更契約の締結について。

令和3年第1回定例会において議決された矢部保健福祉センター千寿苑空調設備更新工事のうち、契約金額5,637万5,000円を5,723万196円に変更することとする。

令和3年7月14日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するためには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

公共工事請負変更仮契約書です。

- 1、工事番号、山健ほ工第3号。
- 2、工事名、矢部保健福祉センター千寿苑空調設備更新工事。
- 3、工事場所、山都町千滝地内。
- 4、変更契約事項、変更工事請負額、増額85万5,196円。

工期。原契約工期、着工、令和3年3月22日、完成、令和3年7月22日。変更工期、着工、令和3年3月22日、完成、令和3年7月30日。

令和3年3月12日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生じるものとし、議会の議決を得られないときはこの契約は無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本変更契約の証として、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年7月5日。

発注者、山都町長、梅田穰。

請負者、熊本県上益城郡山都町南田289、西邦電気工事株式会社山都営業所、所長、上田勝徳。

次のページをお願いします。

工事請負変更契約概要です。

工事番号、工事名、工事場所、契約の相手方は、先ほど読み上げたとおりでございます。

当初契約年月日、令和3年3月12日。

工事内容。主な工種及び数量は記載のとおりです。

次のページ、③を御覧ください。追加工事内容です。

今回の追加工事は、大きく2つに分かれます。番号1の1及び1の2のダクト加工と、2の1及び2の2の天井ボード撤去及び新設工事です。また、1の3から1の6と2の3、2の4は、2の1天井ボード撤去と、2の2天井ボード新設に伴い必要となる作業です。

次のページ、④を御覧ください。千寿苑の全体図です。

今回の対象箇所を赤い四角で囲んでいます。多目的ホール横の談話コーナー及び教養・娯楽室です。

次のページ、⑤を御覧ください。

先ほど、③ページで御覧いただいた工事番号1の1と1の2の箇所を示しています。青い四角

が1の1、赤い四角が1の2の箇所です。談話コーナーが6か所、教養・娯楽室が4か所ございます。

次のページ、6を御覧ください。

談話コーナー及び教養・娯楽室には、この図で示している埋め込み型という空調機を使用しています。このタイプは天井に設置している吸い込み口から空気を空調本体で冷やしたり暖めたりして、空気を吹出口から排出し、温度のコントロールを行っています。ダクトは空気の通り道となっておりますが、更新前は下の左図にあるように、空調の本体と天井の吸込口と吹出口をずらして取り付けてあったため、それを修正し、天井の吸込口、吹出口とダクト及び空調本体が一直線になるように加工を行い、空気の取り込み、排出の抵抗を減らし、機器の能力を最大限発揮できるようにするものです。

次のページ、⑦を御覧ください。

こちらは3ページの工事番号2の1から2の4及び1の3から1の6の箇所を示しています。

まず、図面下の赤枠で囲んだ箇所から説明します。

埋込式型の空調機を天井から撤去する際、当初、黒く塗り潰している箇所を撤去し、機械の交換を予定していましたが、天井裏のスペースが狭く、その範囲では、機械の配管の接続やダクト加工に支障を来すことから、赤く塗り潰している箇所へ撤去範囲の変更を行うものです。撤去範囲の変更に伴い、天井についている照明や空調の吸込口、吹出口、関係器具を取り外して、天井の復旧後に再取付けが必要となるものを青色の四角で表しています。

次に、黄色で塗り潰している箇所も含め御説明します。

談話コーナーと教養・娯楽室の機械の入替えは天井の撤去が必要なため、当初撤去した天井材を再利用し復旧を予定していましたが、天井材を固定する専用の金具が製造されておらず、他の金具でも代用できないため、天井を新たに石膏ボードで復旧する範囲を、談話コーナーは黄色で、教養・娯楽室は赤で表しています。また、新しい天井材となるため、もともと付いていた照明や空調の吸込口や吹出口、関係器具を取り付けるための穴を空けて補強する箇所を青色と緑色の四角で表しています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第61号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号「工事請負変更契約の締結について（千寿苑空調設備更新工事）」

は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第62号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）調整池等整備工事）**

**○議長（工藤文範君）** 日程第5、議案第62号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）調整池等整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** おはようございます。それでは、議案第62号について説明させていただきます。

工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和3年7月14日提出、山都町長。

工事番号、山教生工第1号。

工事名、山都町運動公園（仮称）調整池等整備工事。

契約金額、1億8,810万円。

契約の相手方、株式会社坂本建設、代表取締役、中崎晃紀。

入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。仮契約書の写しです。

工事場所から。上益城郡山都町千滝地内。

工期は、令和3年7月15日から令和4年3月31日まで。

請負代金額、1億8,810万円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社坂本建設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和3年7月6日。

発注者、山都町長。

受注者、株式会社坂本建設、代表取締役、中崎晃紀。

資料2を御覧ください。工事請負契約の概要です。

入札年月日、令和3年6月30日。

財源の内訳は、国からの交付金9,000万円、起債で国土強靱化債9,000万円、一般単独事業債810万円です。

工事内訳について、主な工種、数量につきましては、記載のとおりでございます。

この工事は、昨年度から行っております体育館敷地造成工事の2期目に当たります。計画地盤高までの残りの掘削及び盛土、開発に伴う調整池の整備として、地下式雨水貯留槽を埋設します。指名業者については、記載の11者でございます。

資料3を御覧ください。入札結果表になります。

6月30日の開札で、予定価格、税抜1億7,561万2,000円、最低制限価格、税抜1億5,768万9,763円。11社指名、4者が辞退、7者応札の中で、株式会社坂本建設が1億7,100万円で落札しております。

資料4は位置図です。

資料5と6は、現況の写真を載せております。

この写真で説明しますと、赤枠が今回の施工の範囲でございます。青の点線枠は地下式貯留槽の設置位置を示しております。白く見えますのが前回の盛土法面に貼りました植生シートでございます。

資料7の計画平面図を御覧ください。

黄色が切取り部で、灰色が盛土部となります。黄色の切取り部分で、あと4メートルほどの盤下げを行い、切り取った土砂を盛り上げていくものです。余った土砂は別に発注します工事箇所の芝生公園内へ流用させていただきます。

特に今回、開発に伴う調整池の整備におきましては、地下式雨水貯留槽を設けます。これはプラスチック製の貯留槽で、1,120立米となっております。右側にカタログの施工事例を載せております。

貯留槽の大きさは、イメージとしましては、学校プールの長さを25メートルとした場合、正方形の深さ2メートル程度と御認識いただきたいと思います。

調整池の役割は、大雨の際、開発区域から雨水を排出するために、下流河川への雨水の流量の抑制を図るためのものがございます。

開発行為に伴う調整池の設置につきましては、これまで放流先の県の河川管理者との協議により、今回の容量が必要となったものがございます。

通常は、調整池はオープン池で周りを柵で囲まれたものが多いのですが、今回採用しますのは地下式貯留槽でございます。上部を駐車場等の利用が可能でございまして、土地を有効活用するものがございます。市街地ではこの方法を採用されておるところが多いです。

資料8には代表的な横断面図を載せております。黄色が切土、灰色が盛土計画です。

資料9を御覧ください。地下式貯留池の構造図です。

右上に、プラ貯留詳細図とありますが、約1メートル四方のプラスチック素材のものをブロックのように積み重ねながら、縦断で重ねる計画でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第62号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 地下式の貯留槽というのは近代的で、まだ数年しかたっていないかというふうに思っております。この地下式であった場合、中のほうのプラスチックにいろいろ上から落ちてきて、そのメンテナンス的な形というのは、地下式であるがゆえにうまくできないわけですよね。そこあたりの検討はどういうふうな形で考えられておるのか。

それからまた、雨量強度としてどのぐらいの雨量を検討した中でこの大きさになったのか、認識がありましたら教えてください。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。まず、メンテナンスの件でございますが、資料9を見ていただいてよろしいでしょうか。地下貯留調整池構造図でございます。

この左の中のちょうど真ん中ほどに、すいません、越流壁一体型流出柵というのがございます。ここにグレーチングの柵が中央に2つありますけど、ここがメンテナンス工でございます。この中に入りまして、特殊な堆積物がある場合は特殊なノズルでメンテを行うことができます。

それと、雨量の計算につきましては、県の設置基準に基づきまして50年確率でするようにということで、その50年確率で雨量計算をして、基づく計算になっております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 設備として本当に新しい形ですので、よその、先進地じゃないけども、設置されたところ辺りを1回ちょっと見に行ってもらいたいということも考えてもらいたいというふうに思います。

それから、ここの流末部に対して今度の町道の側溝のほうに流すような形になっていますよね。それから、先のやつ、言うなれば川のほうまで落とす形に少し改良していかなければ、全体として道路側溝では排水はできないかというふうに思っておりますけども、そこあたりの全体的な排水計画というのはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。それにつきましても、河川協議の中で、流域全体として流量計算を求めています。先ほどの9の構造図になりますけど、ちょうど中央部に「オリフィス□300\*290」というのがあります。これがいわゆる調整しながら流す、これが最終的に流すところでございます。こういう断面を計算して、下流域まで洪水が起こらないような計算に基づいてなっておりますので、御安心いただきたいと思っております。

それとまた、先進地事例でございますけど、熊本県内で100か所以上の事例がございます。直近では、熊本の防災センターが今建っておりますけど、この地下式に3基採用されております。それとまた、先ほど余談で説明しようと思ったんですけど、熊本城の近くに熊本の国立病院がございます。2006年か2008年頃施工して、2016年に震災がありまして、点検してほしいということ

でメーカーに言ったところ、震災後でありましたが、ひずみはなく、中のほうの堆積物も一切たまってなかったというところでございます。1回もメンテナンスをされてないという実績もあります。そういった地下式貯留槽を今回採用しております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 設備として本当にまだ新しい形ですので、コンクリート製とか、そこあたりに比べると、当然、躯体の重量も軽いので地震とかそこあたりには一番強いかというふうに思います。ただ、流れ込み自体が、造成地というか、今度体育館をしたときに、表面のやっぱり土砂とか、そこあたりが入ってくるような形にしていったら、なかなかメンテナンスというのは難しくなってしまう。1年2年だったらいいんですけど、やっぱり10年、20年、30年、50年ぐらい当然使わなければなりませんので、そこ辺りを考えたときに、流れ込みの水自体に、ほかの枯れ葉とか、そこらあたりが入ってこないような仕組み、土砂も入ってこない、そこ辺りを考えていかなければ、地下式というのは、また上ば全部取ってしまってからやり直さなければ恐らくメンテナンスはできませんので、そこあたりは十分注意した上で施工してもらいたいというふうに思います。これは要望でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 地盤に対する不安を以前もお尋ねしているんですけども、その辺をクリアした上でのこの調整池の計画なのかということと、あと2ページに起債の国土強靱化債というがありますが、すいません、これの交付金で返ってくる割合を教えてくださいと思います。

以上2点です。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。まず、1点目の地盤の安定の確認ですけど、熱海のほうで土砂災害が起きました。そういうこともありまして、この土地の開発が1ヘクタール以上となりまして、都市計画法に基づく開発行為許可申請が必要となっております。

昨年9月から、開発業務を所管する県庁の建築課と協議を重ねてまいっております。今回、国交省が、これまで、国道、高速道路の残土捨場として行ってきた盛土も含めて、ボーリング調査を行いまして、地盤の確認と滑り等の斜面の安定解析を行っておりまして、今後も良質な盛土材を使用することで、盛土の安定が図られるということを確認しております。

もう1点が起債ですけど、国道強靱化債です。これにつきましては、交付税算定率は50%となっております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 11番、後藤です。財源内訳が出ていること、感謝申し上げます。

7番議員がいろいろ質問していらっしゃったですね。実は、私もこういう調整池関係で実際仕事をしたことがあるんですよ。大雨が降ったりすると、予想だにして水がそれから流出した場合、今までにないような流出があるわけですよ。実際そういうところがありまして、その後、今まで来たような水以上に来て、水田の路肩が壊れたりして、何とかしてくれという話がありました。なかなかそのときに対応ができないのが実情でありましたし、下流側についても、十分下流側のほうも想像以上の水がそこから流れてくるということは、いずれにしてもそこを造ったからというふうに言われがちです。言われると思います。

ですから、下流のほうにつきましても、十全に説明をしていったほうが、何かあったときは対応するようなことを確約しとったほうがいいんじゃないかなと思いますし、実際、後で手の打ちようがないような状況になったこともあります。どうしようかなと思ったとき、井出だったんですけど、井出が壊れて、田まで壊れていって、普通の雨のせいじゃなくて、あんたたちがあそのそよ風パークの調整池を造ったおかげで、ぎゃん水が来るごとなつたし、下の者のことは何も考えておらんとだろうという話がありましたし、予想以上に流れてくるかと思います。ぜひ、井出の下流側ですね、そこら辺りの人にも分かるように説明していただきたいというふうに思います。これは要望です。お願いします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）調整池等整備工事）」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第63号 工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事）

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第63号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第63号について説明させていただきます。

工事請負契約の締結。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和3年7月14日提出、山都町長。

工事番号、山教生工第2号。

工事名、山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事。

契約金額、1億868万円。

契約の相手方、株式会社協信総業、代表取締役、高畑博史。

入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。仮契約書の写しです。

工事場所から。上益城郡山都町長原地内。

工期は、令和3年7月15日から令和4年3月31日まで。

請負代金額、1億868万円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社協信総業は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得られたとき本契約として効力を生ずるものとするし、議会の議決が得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和3年7月13日。

発注者、山都町長。

受注者、株式会社協信総業、代表取締役、高畑博史。

資料2を御覧ください。工事請負契約の概要です。

入札年月日から。令和3年7月7日。

財源内訳は、国の社会資本整備総合交付金2,000万円、スポーツ振興くじ助成金4,400万3,000円、起債で、過疎対策事業債4,460万円、一般財源7万7,000円。

工事請負、工事内容について、主な工種、数量については、記載のとおりです。

この工事は、社会資本整備総合交付金とスポーツ振興くじ助成金を活用して、芝生広場の整備を行うものです。スポーツ振興くじ助成金で行うものは、表層部の芝生化に係る部分と、芝生化に必要な散水設備及び暗渠排水設備等を設けるものです。これ以外は、社会資本整備総合交付金で行います。

広場全体の盛土につきましては、これまでの現場内の仮置土と、総合体育館造成で発生する残土や、国土交通省が行う高速道路の残土を搬入していただきながら、計画盛土を仕上げまいります。

指名業者については、記載の11社でございます。

資料3を御覧ください。入札結果になります。

7月7日の開札で、予定価格、税抜1億81万2,000円、最低制限価格、税抜9,001万3,231円。

11者指名、4者が辞退、7者応札の中で、株式会社協信総業が9,880万円で落札しております。

資料4は位置図です。

資料5は現況写真です。

上段の写真は上空から見たものですが、中央グラウンド横の赤枠の部分を施工範囲としております。

中段、下段の写真には土砂の山がありますが、新庁舎建設時の残土や高速道路の残土が持ち込まれております。

資料6の平面図を御覧ください。

緑で着色してある部分が施工範囲で、全面に野芝を張ります。また、東屋やかまどベンチ、フェンスを設置する計画でございます。

資料7を御覧ください。グラウンドゴルフのコースを設定する場合のイメージ図でございます。

8ホールで3コースで、24ホールができる計画です。

資料8を御覧ください。排水計画図です。

芝生面から約40センチ下方に暗渠排水管を設けます。

資料9、10は、代表的な横断図となります。

灰色の部分は、残土処理として仮置きをしているものでございます。これを流用しまして、茶色の部分に盛土を行い、不足する土砂は他の現場から搬入して盛土を行います。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第63号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** この芝生広場についての整備については、町民の方から、どうして1億以上もかかるんですかというお尋ねをよく聞きますので、ちょっと詳しく御説明いただきたいと思います。

先ほどの御説明だと、スポーツ振興くじ助成の4,400万円ぐらいで芝生と暗渠排水等をする。じゃあ、ほかの6,000万円ぐらいはいろんな整備に、整備というか、芝生以外の整備にかかる費用というふうに理解していいんでしょうかということが一つ。それと、先ほどもそうですが、一般財源はとて少なくて、いろんな交付金とか助成金を活用して、そして、今度の過疎対策事業債だと、たしか交付金は6割、7割だったですかね、高いのをして、とても工夫してやっつけようと思います。ただ、どっちにしても、みんな私たちの税金なので、これが本当に適切な価格かというのは考えないといけないと思うんですけども、芝生整備自体と、もうちょっと詳しく内訳を説明いただけるとありがたいです。お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。まず、工事内容につきましては、1億円なぞかかるのかというところでございますけど、先ほど申しましたように、スポーツ振興くじ助成金で施工するものは、芝生化に伴う工事、これが全体で5,920万6,400円、それと、社会資本整備総

合交付金が、設計ベースですけど、5,168万6,800円となっております。

芝生化以外の盛土、盛土工ですね、盛土整備が主で、転圧整備して盛土を上げていくという。芝生は、芝生下20センチは真砂土でするんですけども、この範囲と暗渠排水がスポーツ振興助成金でやるんですけど、それ以外の下の部分、盛土部分に関して社会資本整備でやります。それとまた東屋もやります。

それと、財源の件ですかね。

(自席より発言する者あり)

**○生涯学習課長(上田 浩君)** ああ、はい。すいません。過疎対策事業債は7割でございます。今回、基本的には、地方債の計画は年度当初に配分枠が決まることでございますが、今回、令和2年度の国の第三次補正予算ということで、当初15か月予算ということで言われておりました、令和3年度も含めたところで手を挙げないと令和3年度は約束できませんよという感じだったものですから、令和2年度の補正予算で上げたところです。

国としましては、この補正予算に係る分は補正予算債である国の国土強靱化債というのがあります。これは50%です、先ほど申しましたように。これの起債を充てるということになっておりますので、今回はこちらを充てたということでございます。これは年度当初でございますので、起債計画に基づいて、過疎対策事業債70%、これを採用させていただいたということです。

**○議長(工藤文範君)** ほかに質疑ありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

**○4番(矢仁田秀典君)** 資料5ですけども、資料5の左の写真を見ると、今ある町営グラウンドのすぐ横から、この造成、造成というか、今度の芝生広場になりそうに赤で囲ってあるんですけども、右の図またはグラウンドゴルフができたという関係の図を見ると、若干、今ある第2グラウンドは残るのでしょうか、それとも、この中に入ってしまおうのでしょうか。入ってしまうとなると、ゲートボール関係とか、テニス関係をするスペースはなくなるということですね。芝生が普通の芝生であるということになると、そういう関係はできなくなるんじゃないかと思うんですけども、その辺をちょっと教えてください。断面というか、高さ、町営グラウンドに対して、どのくらいの高さになるんですか。

**○議長(工藤文範君)** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長(上田 浩君)** 高さのイメージでございますけど、資料の6を御覧いただいでよろしいでしょうか。資料6のほうに現在のグラウンドの角がありますけど、これはグラウンドなんですけど、ここより2メートルぐらい上がって、ここは4%勾配で下っています。ここはちょっと2メートルぐらい高いんですけど、グラウンドよりちょっと2メートルぐらい高くなって、だんだん下がってくるという、4%勾配で下がるという、こういう断面の形成がございます。

それと、ゲートボール場、テニスコートは、テニスコートは全部埋まってしまうと、テニスコートはなくなるということでございます。

**○議長(工藤文範君)** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番(矢仁田秀典君)** なくなるということであれば、その部分だけ人工芝で対応して、両

方できるようにとか、そういうことはできないんですか。グラウンドゴルフ場はできるかもしれないけども、それ以外はなくなってしまうわけでしょう、するところが。今の計画でいけば。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** 現在のテニスコートにつきましては、計画にはちょっとないというのが現実でございます。ゲートボール場につきましては、基本的に今のグラウンド、クレアのグラウンドを今までどおり使っていただくというところでございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 野芝を張られるという今説明をもらいましたんですけども、将来、新しいうちは非常にきれいだろうと思いますけども、野芝なら、最終的には草あたりがやたら出てくると思うんですよね。それと、ゴルフ場あたりは、それは動力のあれで刈られるですけども、最終的には除草剤あたりを使うようなことになりませんかと思うんですけども、その辺の対応あたりは前もって計画に入っとつですかね。もし、除草剤でも使うようになったのなら、また緑川漁協あたりからもいろいろあれが来るようなことになりませんかと思いますけども、そのあたりは何か検討されておりますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。芝生の管理の件で、除草剤の件ですけど、基本的に除草剤は使わない方針でございます。あと、草刈りメンテですけど、現在、グラウンド周辺を含めまして、シルバー人材センターあたりに委託しております。また、今後検討していきまんですけど、それについてはですね。例えば、グラウンドゴルフ協会とか、そういった人たちにお問い合わせとかですね。芝刈機はうちで買って、町で買って、それを利用して刈っていただく。そういったところの管理を含めて、今後も検討していきたいというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 芝は検討はされたと思うんですよね。人工芝とどっちがいいかとか、どっちが安く上がるかとか、そういったのは検討はされたと思うんですけど、使う人たちの話はまだ聞かれてないということですね、今のところ。使う人たちに、やっぱどっちがいいかとか聞かれたほうがよかろうと思うし、それは人工芝よりも天然の芝がいいというのは分かり切った話ばってん、今言ったように、後々の維持管理とか、そういったのを考えたら、どっちがいいかという話も、先々を考えれば考えなくちゃいかんとだろうと思います。

それから、さっきゲートボールは町営グラウンドの元のグラウンドでって言いなるばってん、今ゲートボールは主流は芝なんです。大会が大きくなると芝なんです。普通のグラウンドじゃないんですよね。その辺でされるときはしょうがないけん、普通のあれでしなはるですけども、大体は芝になっている。そういったところも、この中で、私の考えとしては、一部分でも芝、人工芝にして、いろんな人が使えるようにでけんかなと思うんですけども、そういったところはどうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えいたします。まず、今回の芝ですけど、まず、一応野芝で計画しております。これは緑化事業を行う人の意見を聞いたところ、一番管理がしやすいのが、お金がかからないのが、野芝がいいというふうに聞いておりますので、一応野芝で計画しております。

また、人工芝の話ですけど、それにつきましては、今後、多目的に使う広場がございます。そういったところを人工芝あたりもできるような感じで計画できればいいんですけど、それはまた検討してまいります。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 芝の管理のことで、2番議員も言いましたけれども、私も南阿蘇とか砥用、一応聞いてみたんですよ。どぎゃんですかって話を聞いてみたら、やっぱり年間に1,000万円ぐらいかかるという話だったんですよ。そぎゃんかかっですかという話ばしたところ、さっき除草剤の話が出ましたけれども、切るばかりじゃあ、やっぱり根が枯れんけん、芝は生かして、雑草ば殺すのを振っていますという話だったんですよ。それも、今頃の時期になってくると、1週間に一遍、刈り始めてから終わった頃にはまた初めから刈らにゃんということで、どんどん芝の管理はしていかなと使われんちゅう話ですよ。特に今の時期でしたら、どんどんどんどん人が来らせば、来らすのは構わんとですが、南阿蘇村の桜がどこかにありますよね。あその下にイベントで行ったことがあったんですけど、そのとき話を聞いたんですよ。どぎゃんですかって言ったら、あそこも、芝を殺さんで雑草を殺すのを振らんと、根が張ってどんどん増えてきて、クローバーなんかが生えてきて、どぎゃんも話にならんという話があったんで、できたら、被害にならないような薬剤があるようなことを調べて、やっぱり正直なところ、うまく管理ができて害がないような薬剤もあると思いますので、はっきり使えませんと言い切られましたけど、言い切らんほうがいいと思います。もっと慎重に検討して報告をしてもらうように。

また、このグラウンドゴルフの利用要件とか、利用代とか、そういうのも含めて、いつか質問せないかんなどと思っておりましたので、管理料が幾らかかるのか、利用はどのように考えているのか、町外、町内、どのように考えていらっしゃるのか、採算ベースはどうなのかということも含めまして、いつの日か、また議会のほうで質問するか、また報告を受けるような形となりますので、十分検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今の除草剤の点については、本当に有害でないものも開発されているというふうに聞きます。でも、それはたしか高いかと思えます。でも、人材を使う、地域の人材の活用という点で考えているとおっしゃっていましたので、よく私も検討していただきたいという思いです。

それともう一つ、芝生広場の活用については、グラウンドゴルフ場という名前ではない芝生広

場としてあるので、ほかにもいろんな活用の仕方を考えていらっしゃると思いますので、その辺を御説明いただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。今回この芝生広場をグラウンドゴルフ場としていないのは、そういった議員が御指摘の多目的に使えるような芝生広場を目的としておりますので、グラウンドがゴルフ場として使えたり、子供さんのピクニック場とか、あらゆる団体のいろんなスポーツイベントがこの場で開かれればいいなと思っておりますので、多目的に使えるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** グラウンドゴルフをしたときに、人の動線というのを見たときに、コートが三つあるわけですけども、言うなれば、グラウンドの横と、今度増設する芝生広場との間のところには歩道が出てきますけども、その歩道というのは、一番上のコートまで、これ本当は結ぶべき道が必要なんじゃないかなというふうに見ております。と言いますのも、今度の新設する道路につきましては、歩道が実際、芝生広場の南側のほうには歩道がないわけですので、ひょっとしたら、下のほうに駐車場、上のほうにも駐車場を造られると思いますけども、下のほうは、当然3コースをみんな回りますですからね、車をどこに置くか分かりませんが、下のほうに置かれた方が一番上に行くときに、やっぱり歩道のない車道を通って上に上っていくような、どうしても線形がそういう形しかないの、そこあたりいろいろ大会とかいろいろすれば、車の通行量もかなり多くなってきますので、そこらあたりの人の動線を考えたときには……。分かりますか、私が言っているの。道路とそこの道が一番上のコートまでつながるような形を検討するべきじゃないかなというふうに思いますけど、どんなでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。議員御指摘のとおり、車道を通らず歩道を延ばすということで、プレーヤーの安全を図るためには必要かなと思っておりますので、検討させていただくということで、検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 先ほど、多目的に使っていききたいとおっしゃいましたが、計画を見ると、かまどベンチがあったり、防災仕様の東屋があったりするので、ここは車中泊にも使えるようなことになるんですかというのが一つと、トイレがないんですけど、ここの中にはなくても、近くに造られる予定があるのかというのをお尋ねします。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** 1点目は、東屋とか、かまどベンチがありますけど、ここは防災計画では避難スペースというところで、将来、大規模震災とかがあったときのテントスペー

スにもなっておるところでございます。また、トイレにつきましては、次期の計画でトイレは計画してございます。大体、この辺に計画をしているところで、来年度以降でちょっと計画をしておるところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号「工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事）」は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和3年第3回山都町議会臨時会を閉会します。

---

閉会 午前10時58分

令和3年7月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第60号	熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について	7月14日	原案可決
議案第61号	工事請負変更契約の締結について（千寿苑空調設備更新工事）	7月14日	原案可決
議案第62号	工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）調整池等整備工事）	7月14日	原案可決
議案第63号	工事請負契約の締結について（山都町運動公園（仮称）芝生広場整備工事）	7月14日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---